



JAPAN P&I NEWS

外航組合員各位

トルコ汚染に対する過怠金について (その4)

トルコの海上汚染に対する過怠金の情報を現地 (OMUR MARINE 社) から入手しましたのでお知らせします。適用される規則の改正により、2018年12月10日以降、船舶所有者が法人の場合に科される過怠金額は、個人の場合と比較して3倍になっています。さらに、2019年1月1日からは、過怠金が増額されました。2019年1月1日以降の過怠金額は以下のとおりです。

(TL: トルコリラ)
(US\$1=TL5.28、2019年2月20日時点)

船種および汚染物質	Gross Tonnage	A. 個人所有の船舶に対する過怠金額	B. 法人所有の船舶に対する過怠金額
タンカーによる石油および石油製品の海上流出	1,000 総トンまで	(a) 1トン当たり TL494.92	(a) 1トン当たり TL1,484.76
	1,000 総トンから 5,000 総トンまで	(b) (a)に加えて 1トン当たり TL123.73	(b) (a)に加えて 1トン当たり TL371.19
	5,000 総トン超	(a)、(b)に加えて 1トン当たり TL12.37	(a)、(b)に加えて 1トン当たり TL37.11
タンカーによるダーティバラストの海上流出	1,000 総トンまで	(a) 1トン当たり TL90.17	(a) 1トン当たり TL270.51
	1,000 総トンから 5,000 総トンまで	(b) (a)に加えて 1トン当たり TL17.99	(b) (a)に加えて 1トン当たり TL53.97
	5,000 総トン超	(a)、(b)に加えて 1トン当たり TL2.87	(a)、(b)に加えて 1トン当たり TL8.61
船舶およびその他の海上輸送手段による石油製品ならびにダーティバラストの海上流出	1,000 総トンまで	(a) 1トン当たり TL247.46	(a) 1トン当たり TL742.38
	1,000 総トンから 5,000 総トンまで	(b) (a)に加えて 1トン当たり TL49.49	(b) (a)に加えて 1トン当たり TL148.47
	5,000 総トン超	(a)、(b)に加えて 1トン当たり TL12.37	(a)、(b)に加えて 1トン当たり TL37.11

船種および汚染物質	Gross Tonnage	A. 個人所有の船舶に対する過怠金額	B. 法人所有の船舶に対する過怠金額
船舶およびその他の海上輸送手段による廃棄物および排水の海上流出	1,000 総トンまで	(a) 1 トン当たり TL123.73	(a) 1 トン当たり TL371.19
	1,000 総トンから 5,000 総トンまで	(b) (a)に加えて 1 トン当たり TL24.75	(b) (a)に加えて 1 トン当たり TL74.25
	5,000 総トン超	(a)、(b)に加えて 1 トン当たり TL12.37	(a)、(b)に加えて 1 トン当たり TL37.11

以上